

2007年8月10日

各 位

会 社 名 朝日インテック株式会社  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宮 田 尚 彦  
( 東証第二部・名証第二部・JASDAQ コード番号 : 7747 )  
問 合 せ 先 専務取締役経営戦略室長 竹 内 謙 弉  
( TEL.052-768-1211 )

## 会社の支配に関する基本方針及び 当社株券等の大規模買付行為への対応策(買収防衛策)について

当社は、2007年8月10日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針並びに特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)に対する対応策(以下「本プラン」といいます。)を、以下のとおり決定しましたのでお知らせします。

本プランを決定した取締役会には、当社監査役4名全員(社外監査役2名含)が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、監査役全員から賛同を得ています。

また、本プランは、2007年9月27日開催予定の第31回定時株主総会で株主の皆様のご意思を確認させていただくため、議案としてお諮りすることとし、出席株主の皆様の過半数以上のご賛同を得てご承認頂けた場合に、同日付で効力を生じさせるものと致します。当該定時株主総会の決議によりご承認された場合の本プランの有効期間は3年間(2010年9月に開催予定の定時株主総会終結の時まで)とします。

なお、本日現在、当社株券等の大規模買付に関する打診及び申し入れ等は一切ありませんので念のために申し添えておきます。

注1: 特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、  
( ) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。)を意味します。

注2: 議決権割合とは、

- (i) 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。))も加算するものとします。)  
( ) 特定株主グループが、注1の( )記載の場合は、当該買付者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。)の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書及び半期報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3: 株券等とは、

証券取引法第27条の2第1項又は同法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

#### . 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な意思により判断されるべきであると考えます。しかしながら、近年わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

#### . 基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、研究開発型企業として、医療及び産業機器分野において、安全と信頼を基盤とする「Only One」技術や「Number One」製品を世界に発信し続けることにより、全てのお客様の「夢」を実現すると共に、広く社会に貢献していくことを企業理念としております。また特に、当社グループの医療機器分野事業は、主に、傷口が小さく痛みの少ない「低侵襲治療」の製品を開発・製造・販売しており、患者様の肉体的・精神的・経済的負担を軽減し、そして医療費抑制にも貢献できる、大変意義のある事業であると考えており、今後も、社会に貢献できる企業であり続ける事で、社会からも市場からも評価される企業として、更なる成長を遂げたいと考えております。

当社は、1975年の創業以来、産業機器分野において極細ステンレスワイヤーロープの開発・製造・販売に注力し、国内トップシェアを確立して参りました。1991年には医療機器分野に進出し、1992年には国内初の心筋梗塞の治療に使用される「循環器系治療用 PTCA ガイドワイヤー及びガイディングカテーテル」の製品化に成功、更にはこれまで外科手術の領域とされておりました CTO 領域（注4）についても治療が可能な循環器系治療用 PTCA ガイドワイヤーの開発に成功するなど、現在では、当社製品の循環器系治療用 PTCA ガイドワイヤーは、国内市場においてトップシェアを確立するに至っております。このように当社が成長を続けてきた主な要因は、当社がこれまで長年に渡って蓄積し培って参りました「技術力」にあると当社は考えております。

これら「技術力」の源泉である主な技術内容は、伸線技術、ワイヤーフォーミング技術、トルク技術、コーティング技術の4つコアテクノロジーで構成されており、これらの技術をベースに原材料から製品までの一貫生産体制が可能となっていることが当社の強みと考えております。これらコアテクノロジーの中でも他社には無い技術として「トルク技術」があります。この技術は独自の高い技術と加工設備を駆使し、ステンレスに高度な回転追従性を持たせる技術であり、このトルク技術により高い優位性を持つ PTCA ガイドワイヤーの製品化が可能となっております。また素材から完成品まで自社内で対応できるという強みは、当社が産業機器分野を有していることから可能となっており、ドクターからの高い要望に対しても素材レベルから対応が可能となっております。

このような強みを元に、弊社は2005年7月から2015年6月までの10年間における長期経営構想として『ASAHI INTECC SUCCESS 300』を掲げ、「低侵襲治療製品の普及を日本から世界へ積極的に発信し、全患者のQOL（Quality of Life）を高めると同時に、全世界での『ASAHIブランド』の確立を図る」ことをテーマとして、2015年6月期までに連結売上高300億円を達成する事を目指しております。また、長期経営構想の下、中期3ヵ年計画「中期経営計画06-08」では、さらなる高成長性、高収益性の堅持を進めていく所存で

あり、これら実現に向けて以下の戦略を進めております。

グローバル展開の加速化と患部領域の拡大

素材研究の追求による次世代キーデバイスの開発・拡大

ローコストオペレーションの推進(海外子会社工場の強化・確立)

次世代最先端医療デバイスの開発

これら長期経営構想、及び中期経営計画の実現は、上記に記載致しました当社の「技術力」の上に成り立つものであり、不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為が行われる場合、当社の技術を支えている優れた技術者や、技術の内容そのものが離散するリスクが生じ、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れがあると考えております。

これら中長期的視野に基づく経営こそが、当社への信頼を高め、ひいては当社の企業価値を安定的かつ持続的に向上させ、株主共同の利益の確保・向上に繋がるものと確信しており、また上記の取組みは、今般決定致しました上記の会社の支配に関する基本方針の実現に資するものと考えております。

注4:CTOとは、

慢性完全閉塞といって長期間完全に閉塞した状態の病変のことをいいます。従来は、このような病変は外科手術(バイパス手術)の領域でしたが、当社がCTOにも使用可能なPTCAガイドワイヤーの開発に成功したことから、現在では、国内においてはPTCA治療(循環器系における低侵襲治療)が主流となっています。

## 本プランの内容

### 1.本プラン導入の目的

中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益の向上を目指す当社の経営にあたっては、幅広いノウハウと豊富な経験、並びに顧客、従業員及び取引先等のステークホルダーとの間に築かれた関係等への十分な理解が不可欠です。これら当社の事業特性に関する十分な理解がなくては、株主の皆様が将来実現することのできる株主価値を適正に判断することはできません。突然大規模買付行為がなされたときに、大規模買付者の提示する当社株式の取得対価が妥当かどうかを、株主の皆様が短期間のうちに適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供されることが不可欠です。

さらに、当社株式をそのまま継続的に保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、従業員、関係会社、顧客及び取引先等のステークホルダーとの関係についての方針を含む大規模買付者が考える当社の経営に参画したときの経営方針や事業計画の内容等は、その継続保有を検討するうえで重要な判断材料です。同様に、取締役会が当該大規模買付行為についてどのような意見を有しているのかも、株主の皆様にとっては重要な判断材料となると考えます。

これらを考慮し、取締役会は、大規模買付行為に際しては、大規模買付者から事前に株主の皆様のための必要かつ十分な大規模買付行為に関する情報が提供されるべきであるという結論に至りました。取締役会は、かかる情報が提供された後、大規模買付行為に対する取締役会としての意見の検討を速やかに開始し、独立の外部専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家をいい、以下「外部専門家等」といいます。)の助言を受けながら慎重に検討したうえで意見を形成し開示します。さらに、必要と認めれば、大規模買付行為に関する条件改善についての交渉や取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示も行います。かかるプロセスを経ることにより、株主の皆様は、取締役会の意見を参考にしつつ、大規模買付行為と(代替案が提示された場合には)その代替案を検討することが可能となり、最終的な応否を適切に決定する機会を与えられることとなります。

一方、当社は、当社取締役及びその関係者等により当社株式の約 27.9%を保有されており、従って現在は、

当社経営陣を中心に安定した株主構成となっております。しかしながら、過去においても、当社取締役及びその関係者其々の自由意志によって株式の売買は行われており、今後も当社取締役及びその関係者の保有割合が変動することによって、持株割合の低下や分散化することは十分考えられる状況であります。

また、当社は、研究開発型企業として、常に設備投資等の先行投資を行っていく必要性があります。現在において予定はないものの、今後、設備投資資金等を資本市場から調達する可能性は皆無ではありません。このような場合には、流通する株式の増加とともに、各株主の株式所有割合が低下致しますが、また当社取締役及びその関係者の保有割合も合わせて低下し、株主構成が変化する事が予測されます。

よって、現時点で具体的な買収の脅威はないものの、当社企業価値及び株主共同の利益に反する株式の大量買付が行われる可能性も否定できないものであります。

こうしたことから、取締役会は、大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供等に関する一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定することとし、基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含め買収防衛策として本プランを導入しました。

本プラン全体の概要については別紙1をご参照ください。

## 2.大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、大規模買付者が事前にと取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき取締役会が大規模買付行為について評価・検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に大規模買付行為を開始されるというものです。その概要は以下のとおりです。

### (1)意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び以下の内容等を記載した意向表明書(以下「意向表明書」といいます。)をご提出いただきます。大規模買付行為の提案があった場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、適時・適切に開示します。

大規模買付者の名称、住所、代表者の氏名

設立準拠法

国内連絡先

提案する大規模買付行為の概要等

### (2)大規模買付者からの情報の提供

取締役会は、上記(1)の意向表明書を受領した日の翌日から起算して10営業日以内に、大規模買付者に対し、株主の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために取締役会に対して提供いただくべき必要かつ十分な情報(以下「本必要情報」といいます。)のリストを交付します。本必要情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目の一部は以下のとおりです。

大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び組合員(ファンドの場合)その他の構成員を含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容等を含みます。)

大規模買付行為の目的、方法及び内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等を含みます。)

大規模買付行為における買付価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)

大規模買付行為における買付資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策及び配当政策

大規模買付行為の完了後における当社の従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者の処遇方針当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不十分と認められる場合には、取締役会は、大規模買付者に対して本必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付行為の提案があった事実及び提供された本必要情報は、株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

なお、取締役会が、大規模買付者から本必要情報の提供が完了したと判断した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、当該判断について適時・適切に開示します。

### (3) 当社の意見の通知・開示等

取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が取締役会に対し本必要情報の提供を完了した日の翌日から起算して60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式を対象とする大規模買付行為の場合)又は90日間(その他の大規模買付行為の場合)を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)として与えられるべきものと考えます。なお、当社の本ルールを鑑み、大規模買付者による大規模買付行為は、取締役会が当社取締役会の意見を大規模買付者へ通知し、株主の皆様へ開示を行った以降においてのみ開始するものとします。

取締役会評価期間中、取締役会は独立の外部専門家等の助言を受けながら、提供された本必要情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見をとりまとめ開示します。

また、必要に応じ大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、取締役会として株主の皆様に対し代替案を提示することもあります。

## 3. 大規模買付行為が実行された場合の対応

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該大規模買付行為についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより株主の皆様を説得するにとどめ、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為及び当社が提示する大規模買付行為に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらす等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断し、その結果大規模買付行為に対する対抗措置をとることが相当であると判断した場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律が認める対抗措置を取ることがあります。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当すると考えます。

真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社及び当社の関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆる

グリーンメーラー)であると判断される場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で、当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者と判断される場合

当社の経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者と判断される場合

当社の経営を一時的に支配して、当社の不動産、有価証券等高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式等の高値売り抜けをする目的で、当社の株券等の取得を行っている又は行おうとしている者と判断される場合

大規模買付行為における当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で当社の株券等の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、株券等の買付を行うことをいいます。)等の、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社の株券等の売却を強要する恐れがあると判断される場合

大規模買付行為における株券等の買付条件(買付対価の価額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれらに限らない。)が当社企業価値に照らして著しく不十分又は不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

大規模買付者による支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を含む当社企業価値の著しい毀損が予想され、企業価値の維持及び向上を妨げる恐れがあると合理的な根拠をもって判断される場合

## (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する場合があります。具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と取締役会が判断したものを選択することとします。取締役会が対抗措置として、例えば、新株予約権の無償割当をする場合の概要は別紙 2 に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当をする場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とすることや新株予約権者に対して、当社株式と引き換えに当社が新株予約権を取得する旨の取得条項をつけるなど、対抗措置としての効果を勘案した条件を設けることがあります。

## 4. 本プランが株主・投資家に与える影響

### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家に与える影響

本プランにおける大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記 3. において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買

付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

## (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、取締役会が上記 3. に記載した対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合は、株主の皆様は、対価を払い込みすることなく、その保有する株式数に応じて、新株予約権が割当てられます。また、当社が、当該新株予約権の取得の手続きを取ることを決定した場合は、大規模買付者等以外の株主の皆様は、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領するため格別の不利益は発生しません。但し、割当期日において名義書換未了の株主の皆様(証券保管振替機構に対する預託を行っている株券の株主を除きます。)に関しましては、他の株主の皆様が当該新株予約権の無償割当を受け、当該新株予約権と引き換えに当社株式を受領することに比して、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

## (3) 対抗措置発動の停止等について

上記 3.において、当社取締役会が具体的対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合、対抗措置の発動の停止又は変更を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権を無償割当する場合において、権利の割当を受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと取締役会が判断した場合には、当該新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権の無償割当を中止することとします。

また、新株予約権の無償割当後においては、行使期間開始までの間は、当該新株予約権を無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。)することにより対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

なお、当社取締役会が当該新株予約権の発行の中止又は発行した新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、新株予約権の無償割当を受けるべき株主が確定した後(権利落ち日以降)に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が講じられることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの開示は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

#### (4) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続き

対抗措置として、例えば、新株予約権の無償割当が行われる場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。

また、名義書換未了の株主の皆様に関しましては、当該新株予約権を取得するためには、別途当社取締役会が決定し公告する新株予約権の割当期日までに、名義書換を完了していただく必要があります(証券保管振替機構に対する預託を行っている株券については、名義書換手続きは不要です。)

これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権の無償割当を行うことになった際に、法令及び当社が上場する証券取引所の上場規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示します。

#### 5. 本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止

本プランは、2007年9月27日開催予定の第31回定時株主総会で株主の皆様のご意思を確認させていただくため、議案としてお諮りすることとし、出席株主の皆様の過半数以上のご賛同を得てご承認頂けた場合に、同日付で効力を生じさせるものと致します。当該定時株主総会の決議によりご承認された場合の本プランの有効期間は3年間(2010年9月に開催予定の定時株主総会終結の時まで)とします。

また、本プランの廃止は、本定時株主総会により承認された後であっても、下記の場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合

当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合

本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでないことについて

##### 1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を充足しています。

##### 2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記 1.「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、当社株券等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

##### 3. 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記 3.「大規模買付行為が実行された場合の対応」にて記載したとおり、大規模買付行為が大規模買付ルールを遵守していない、あるいは大規模買付ルールを遵守していても株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買収である場合や株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収である場合な



ど、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

#### 4. 株主意思を重視するものであること

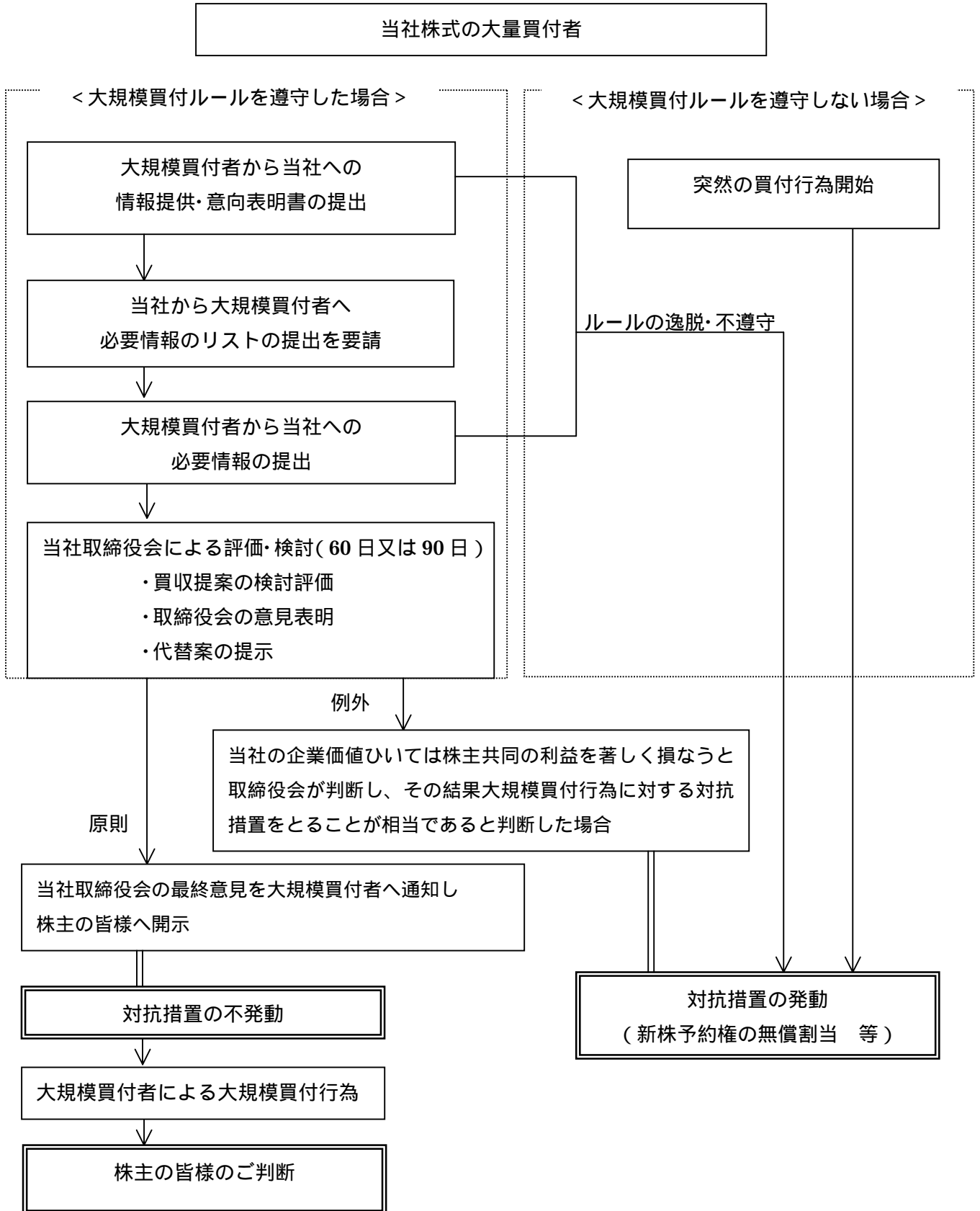
当社は、本取締役会において、本プランの導入を決定致しましたが、上記 5.「本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止」に記載したとおり、本プランの有効期間は2010年9月開催予定の当社定時株主総会の終結の時までと限定されており、2007年9月27日開催予定の第31回定時株主総会において、本プランに関する株主の皆様のご意思をご確認させていただくため、本プランについて株主の皆様にご議論としてお諮りする予定です。その定時株主総会において、本プランの導入の決議がなされなかった場合には、当該決議に従うよう速やかに廃止されることになり、その意味で、本プランの消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとっております。

#### 5. デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記 5.「本プランの適用開始、有効期間、継続及び廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

以上

本プランの概略  
大量買付行為が開始された場合のフローチャート（概略）



## 新株予約権無償割当の概要

## 1. 新株予約権無償割当の対象となる株主及び発行条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(但し、当社の所有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

## 2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、取締役会が基準日として定める日における発行可能株式総数から普通株式の発行済株式(当社の所有する当社普通株式を除く。)の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は取締役会が別途定める数とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行う。

## 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の発行総数は、取締役会が別途定める数とする。取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

## 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(払込みをなすべき額)は1円以上で当社取締役会が定める額とする。

## 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

## 6. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(但し、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。)でないこと等を行使の条件として定める。詳細については、取締役会において別途定める。

## 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、取締役会が別途定める。なお、取得条項については、上記6の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

以上

## 当社株式・株主の状況（2007/6/末）

- (1) 発行可能株式総数 25,000,000 株 (注5)  
 (2) 発行済株式の総数 15,852,600 株  
 (3) 株主数 2,140 名  
 (4) 大株主（上位 10 位）

氏名又は名称	所有株式数（株）	所有株式割合（％）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,815,200	11.45
アイ・シー・エス・ピー有限公司	1,500,000	9.46
宮田 昌彦	1,481,200	9.34
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)（信託口）	1,116,300	7.04
宮田 憲次	907,700	5.72
株式会社 ゲッツブラザーズ	708,000	4.46
株式会社 ハイレックスコーポレーション	600,000	3.78
加イ バンク ルセプ ルカ クライアントアカウント 常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行	431,000	2.71
バンク オブ ニューヨーク シーエム クライアント アカウツ イーアイエスジ - 常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行	312,382	1.97
宮田 尚彦	312,200	1.96

(注5)

なお、当社取締役会は、上記プランに基づく新株予約権の発行を可能にするとともに、将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達や株式分割を可能にするため、本定時株主総会において、発行可能株式総数を現在の 2,500 万株から 5,000 万株へ拡大する定款変更議案を上程することを決議しております。

(定款変更案については別紙 4 ご参照)

以上

## 定款変更案

変更の内容は次のとおりであります。

## 1. 定款変更の目的

買収防衛策に基づく新株予約権の発行を可能にするとともに、将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にすることや、株式分割を可能にすることなどを目的とし、発行可能株式総数を現在の 2,500 万株から 5,000 万株へ拡大するため、以下の通り定款の変更を行うものであります。

## 2. 定款変更の内容

現行定款	変更案
第 5 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、2500 万株とする。	第 5 条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、5000 万株とする。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2007 年 9 月 27 日（木曜日）

定款変更の効力発生日 2007 年 9 月 27 日（木曜日）

以上